

建設工事に係る工事内訳書について

平成30年4月以降に公告した入札から次のとおり取り扱うこととしますので、注意してください。

- (1) 建設工事の入札にあたっては、初度の入札に限り工事内訳書を提出すること。
- (2) 原則として市が定める様式を使用することとするが、記載事項を満たす場合に限り自社の様式でも可とする。
- (3) 次に該当する場合は、当該入札を無効とし、再度入札に参加することができない。
 - ① 初度の入札において工事内訳書を提出しない場合
 - ② 商号又は名称、代表者役職、代表者名（委任する場合は代理人の氏名）の記載及び押印のない工事内訳書を提出した場合
 - ③ 工事内訳書の合計額と最初の入札金額が一致しない場合
 - ④ 工事内訳書の内訳金額の合計と工事価格が一致しない場合
 - ⑤ 工事内訳書に記載の工事名等が異なるなど当該入札案件のものと特定できない場合（軽微な場合を除く。）
 - ⑥ 入札条件の記載など工事内訳以外の記載がある場合